

禁複写

観音寺市大野原町福田原241番地1

株式会社 パブリック

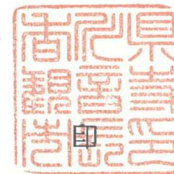
代表取締役 川崎 佳日出 様

一般廃棄物処分業許可書

一般廃棄物処分業を行うことを許可しましたので、観音寺市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第8条第1項の規定により許可書を交付します。

令和8年3月30日

観音寺市長 佐伯 明浩



許可番号	観音寺市許可 第1号
許可期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
一般廃棄物の種類	草木類・木くず類・紙・繊維・使用済み紙おむつ・ 不燃物・電池
処分の方法	中間処理 (破碎、選別、固形燃料化、圧縮梱包、発酵乾燥)
許可の条件	・他社に労働者を派遣する場合、その者が両社の業務を兼任するのであればその者の氏名並びに貴社の業務内容及び従事した時間を示す書類を毎月提出すること。
備考	・7観生第728号 ・労働者派遣契約について、契約書類、帳簿の作成及び実績報告等の書類作成事務についても同様の扱いとする。